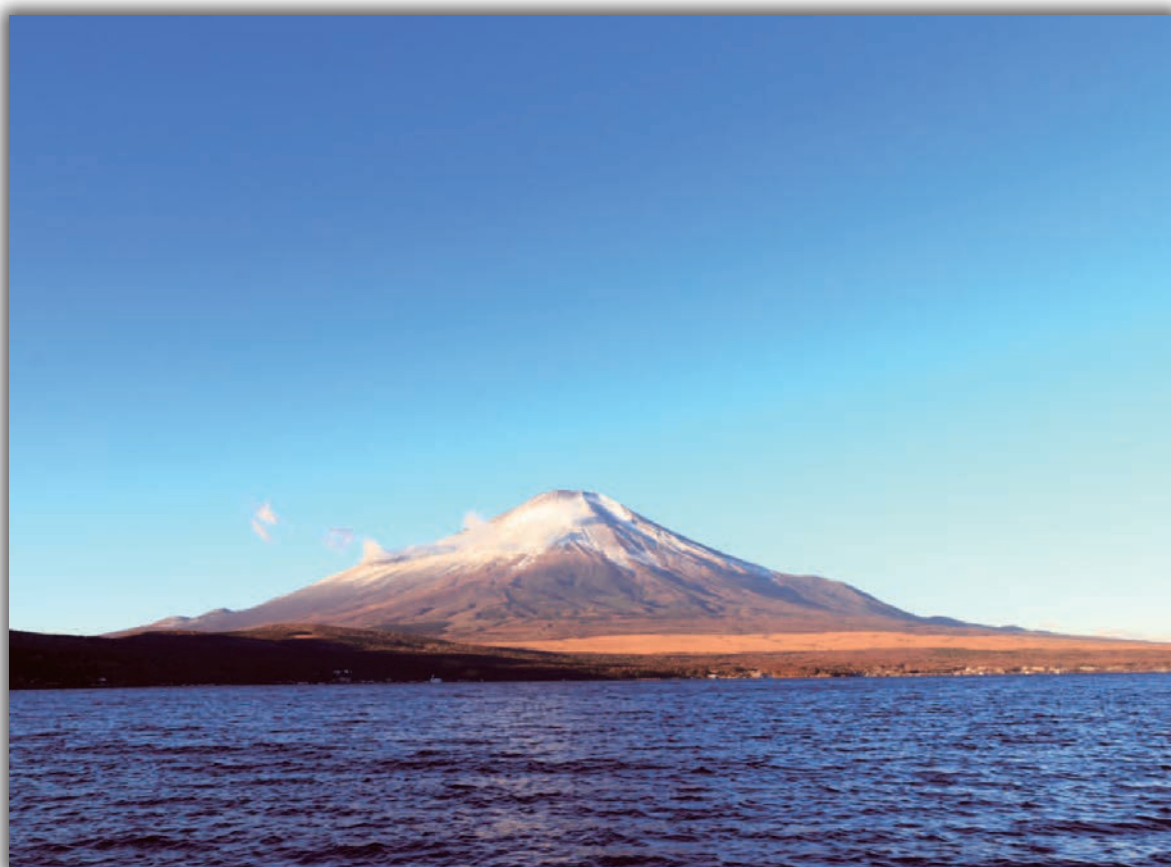


市川市
いつも新しい流れがある 市川



農業委員会だより



明けましておめでとうございます

平田	大滝	梶尾	石井	石井	武藤	石井	宇田川	伊藤	石橋	石田	岡本	宮内	小川	石井	三橋	農業委員
秀行	與鷹	彌一	克己	喜美江	晃	文夫	忠好	公亮	弘嗣	まさ子	好夫	純一	治夫	利和	弘	

農地利用最適化推進委員

農業委員・農地利用最適化推進委員一同

会長から新年のあいさつ

明けましておめでとう

ございます。

市川市農業委員会会長 三橋 弘



あけましておめでとう
ございます。
皆様には、健やかに
新年をお迎えの
ことと、心からお慶

び申し上げます。

日頃より農業委員会の活動に格別
のご理解とご協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

さて、昨年はいくつもの台風や豪
雨が各地に被害をもたらし、その度
に「これまでに経験したことのない」
という言葉を耳にしました。

農業委員会でも、過去の経験とと
もに、将来起こりうる事態を的確に
捉え、皆様の信頼と期待に最大限応
えられるよう努めてまいります。

はからずも、今年は平成が幕を閉
じ、新たな元号が始まります。

節目となる新たな一年が、皆様に
とって素晴らしい年となりますよう、
ご健勝とご多幸をお祈りして、新年
のご挨拶いたします。

遊休農地の発生防止と解消に向けて

農地の管理は、農地を所有している
か借りている方が責任をもって行わな
ければなりません。現に耕作をしてい
ない非農家の方などであっても例外で
はありません。



農地利用状況調査の様子

農業委員会による、遊休農地の発
生防止と解消に向けた取り組みに、
ご理解、ご協力をお願いいたします。

『農業委員会の取組み』

農地利用状況調査

【遊休農地の把握】

調査書発送

農地利用意向調査

【今後の意向を調査】

1月末期限

<次回の農地利用状況調査>

【意向どおりの実施か】

農地利用状況調査

- ・すべての農地を対象に毎年実施
- ・遊休農地の把握

→ 遊休農地所有者等に調査書発送

農地利用意向調査 (調査書は昨年中に発送)

- ・遊休農地に関する今後の意向を調査
- 未回答者には農業委員・農地利用最適
化推進委員が連絡をする場合あり

次回の農地利用状況調査

- ・意向どおりに実施しているか確認

※市街化区域内の農地は届出のみです。

農地区分

原則転用できない農地

農用地

農業振興地域内に存在する農用地の区域の農地

第1種農地

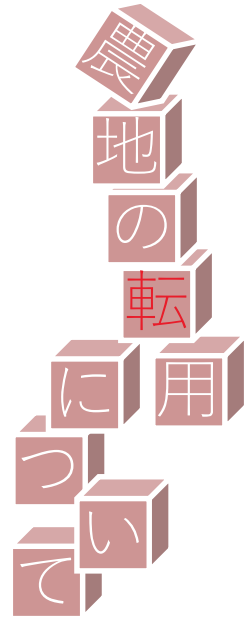
集団的に存在する良好な営農条件を備えている農地

許可基準適合で転用可能な農地

第2種農地・第3種農地

市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内、市街地化が見込まれる区域内にある農地

農地を転用し、宅地や駐車場として利用する場合には、県知事の許可が必要です。(市街化区域においては届出)
転用許可を申請する場合には、立地基準である「農地区分」と、区分に応じた「許可基準」に適合する必要があります。詳しくは農業委員会事務局までご相談ください。



○農用地とは

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められた農地。本市では、大野町及び大町の各一部にあります。

○第1種農地とは

おおむね10ha以上の規模の一団の区域の農地。本市では、大野町3・4丁目、柏井町1・2・4丁目及び大町の各一部にあります。

○第3種農地とは

市街地化の傾向が著しく、一定の公共施設や教育施設、鉄道駅または高速道路のインターチェンジ等に近接している区域内で、複数の公共の管路が埋設されている幅員が4m以上の道路に接続している農地。

○第2種農地とは

(a)市街地化が見込まれ、鉄道駅等から一定の範囲で、ある程度宅地化がされた区域内の農地。
(b)右記に掲げるいずれの要件にも該当しない小集団の農地。

農業者年金に加入して 安いで豊かな老後を

●老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万1千円の年金額)農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。

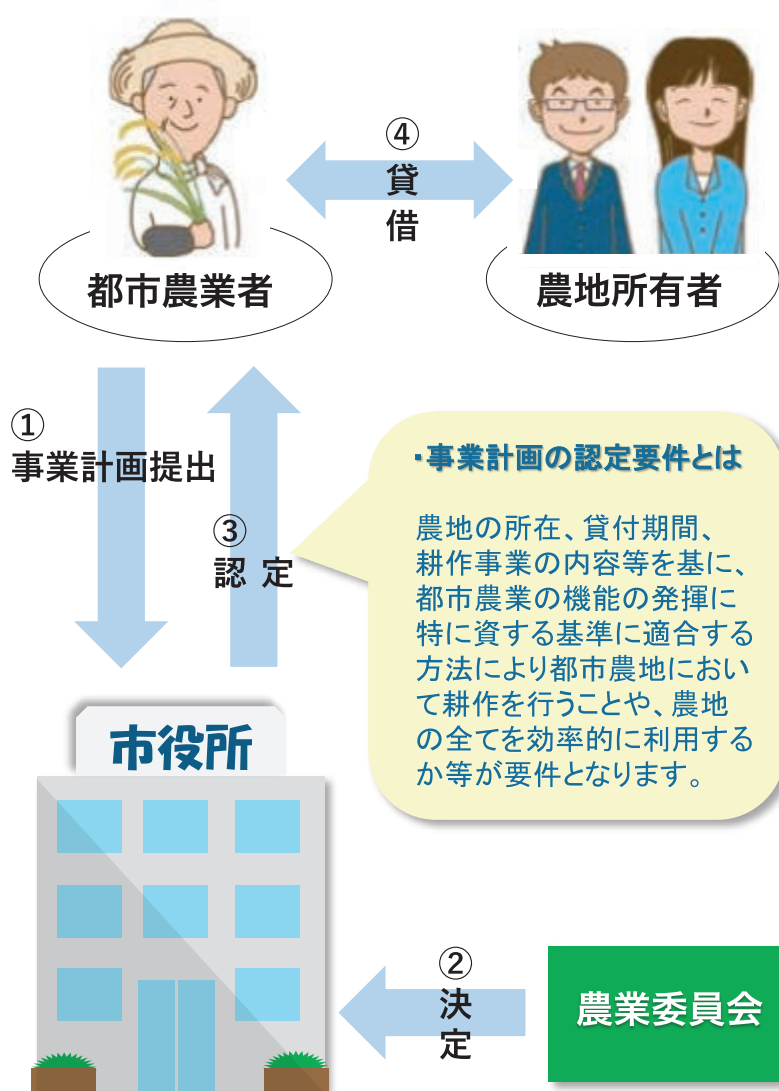
国が変わる 安心が大きくなる
新しい手続 積み立て年金

暮らしや農業経営に役立つ話題、情報など週刊にてお届けします。非常にわかりやすく、読みやすい農業の専門紙ですので、この機会にぜひご一考下さい。
※毎週金曜日発行
購読料月七百円
【送料・税込】

全国農業新聞

全国農業新聞
購読のお勧め

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要



「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定され、市街化農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな制度が、9月1日にスタートしました。

この制度は、相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができたり、契約期間経過後に農地が返ってくるなどのメリットがあります。

詳しくは、市役所農政課まで
☎ 047(711)1141

編集後記

私が市川市高谷に生まれ、昨年の秋で丁度六十年になりました。私が子供のころ、信篤地区は米所で、秋になると一面稲穂で覆いつくされました。しかし昨年の外環道路開通に伴い地形さえ変わってしまい、昔を思い出すこともできません。当時はまだ高谷中学校もなく第六中学校に通い始めたころ、京葉道路に信号機があり、そこを横断したことだけは何か鮮明に思い出します。

今年春、妙典橋がいよいよ開通するとの事で、さらなる発展の気配を感じます。

私達農業委員も市川の農業の未来への架け橋となるよう、お手伝いが出来れば幸いだと考えています。そんな思いになれるのも、無事に還暦を迎える事ができたお陰でしょうか。

宇田川 忠好

編集／発行 市川市農業委員会
住所 市川市東大和田一丁目
二番十号(分庁舎C棟2階)
電話 047(712)5063
農業委員会だより編集委員
三橋 弘 石井利和
石橋 弘嗣 宇田川 忠好



これまでの「農業委員会だより」が市公式Webサイト
検索「農業委員会」でご覧になれます。